

正 誤 表

標題書籍の記載に下表右欄のような誤りがありました。お詫び申し上げますとともに、下表左欄のとおり訂正します。(赤枠内が変更箇所です。)

正						誤																																																																	
52頁、下段						52頁、下段																																																																	
<p>容器再検査の期間(1)</p> <p>図77</p> <p>容器第24条、26条、一般第6条2項2号又、液石第6条2項1号へ、容器則細目告示第4条</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>容器の種類</th> <th>溶接容器、超低温容器及びろう付け容器</th> <th>一般継目なし容器</th> <th>一般複合容器 (液化石油ガス用一般複合容器を含む。)</th> <th>アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器* (容器則26条1項参照)</th> <th>液化石油ガス自動車燃料装置用容器(溶接)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経過年数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>起算日</td> <td colspan="5">検査合格月の前月の末日(4000L以上の容器、高圧ガス運送自動車用容器は刻印された容器検査合格月日の前日)</td> </tr> <tr> <td>4年以下</td> <td>5年</td> <td>5年</td> <td>3年</td> <td>1年1月</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>4年を超え、20年未満</td> <td>(特に定める容器*(容器則24条1項2号)は6年)</td> <td></td> <td>ただし15年経過したものは充填禁止</td> <td>ただし、4年1月を経過して最初の再検査時は本体及びねじ部を検査することとし、それ以外の再検査時はねじ部のみを検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>2年</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2年</td> </tr> </tbody> </table>						容器の種類	溶接容器、超低温容器及びろう付け容器	一般継目なし容器	一般複合容器 (液化石油ガス用一般複合容器を含む。)	アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器* (容器則26条1項参照)	液化石油ガス自動車燃料装置用容器(溶接)	経過年数						起算日	検査合格月の前月の末日(4000L以上の容器、高圧ガス運送自動車用容器は刻印された容器検査合格月日の前日)					4年以下	5年	5年	3年	1年1月	6年	4年を超え、20年未満	(特に定める容器*(容器則24条1項2号)は6年)		ただし15年経過したものは充填禁止	ただし、4年1月を経過して最初の再検査時は本体及びねじ部を検査することとし、それ以外の再検査時はねじ部のみを検査		20年以上	2年				2年	<p>主な容器の再検査期間(1)</p> <p>図77</p> <p>容器第24条、26条、一般第6条2項2号又、液石第6条2項1号へ、容器則細目告示第4条</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>容器の種類</th> <th>溶接容器、超低温容器及びろう付け容器</th> <th>一般継目なし容器</th> <th>一般複合容器</th> <th>液化石油ガス自動車燃料装置用容器(溶接容器)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経過年数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>起算日</td> <td colspan="4">検査合格月の前月の末日(4000L以上の容器、高圧ガス運送自動車用容器は検査合格月日の前日)</td> </tr> <tr> <td>20年未満</td> <td>5年※1</td> <td></td> <td>3年</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>2年</td> <td>5年※2</td> <td></td> <td>2年</td> </tr> </tbody> </table>					容器の種類	溶接容器、超低温容器及びろう付け容器	一般継目なし容器	一般複合容器	液化石油ガス自動車燃料装置用容器(溶接容器)	経過年数					起算日	検査合格月の前月の末日(4000L以上の容器、高圧ガス運送自動車用容器は検査合格月日の前日)				20年未満	5年※1		3年	6年	20年以上	2年	5年※2		2年
容器の種類	溶接容器、超低温容器及びろう付け容器	一般継目なし容器	一般複合容器 (液化石油ガス用一般複合容器を含む。)	アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器* (容器則26条1項参照)	液化石油ガス自動車燃料装置用容器(溶接)																																																																		
経過年数																																																																							
起算日	検査合格月の前月の末日(4000L以上の容器、高圧ガス運送自動車用容器は刻印された容器検査合格月日の前日)																																																																						
4年以下	5年	5年	3年	1年1月	6年																																																																		
4年を超え、20年未満	(特に定める容器*(容器則24条1項2号)は6年)		ただし15年経過したものは充填禁止	ただし、4年1月を経過して最初の再検査時は本体及びねじ部を検査することとし、それ以外の再検査時はねじ部のみを検査																																																																			
20年以上	2年				2年																																																																		
容器の種類	溶接容器、超低温容器及びろう付け容器	一般継目なし容器	一般複合容器	液化石油ガス自動車燃料装置用容器(溶接容器)																																																																			
経過年数																																																																							
起算日	検査合格月の前月の末日(4000L以上の容器、高圧ガス運送自動車用容器は検査合格月日の前日)																																																																						
20年未満	5年※1		3年	6年																																																																			
20年以上	2年	5年※2		2年																																																																			
<p>※1:容器則第24条1項2号に規定される容器は、6年</p> <p>※2:容器則附則(平成9年12月26日省令第125号)第2条に規定される容器は、3年</p>																																																																							

容器再検査の規格の主なもの

図78

法第49条2項、容器第26条

1 アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器、一般継目なし容器、溶接容器、ろう付け容器及び一般複合容器

耐圧試験 → 容器ごと (例外: アセチレンの容器は製造ロットごとに1個)

2 超低温容器

気密試験 断熱性能試験 → いずれも容器ごと

3 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器

漏えい試験 (液化天然ガス自動車燃料装置用容器は、漏えい試験に加えて断熱性能試験又は保冷性能試験) → いずれも容器ごと

容器再検査の規格の主なもの

図78

法第49条2項、容器第26条

1 アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器、一般継目なし容器、溶接容器、ろう付け容器及び一般複合容器

外観検査 耐圧試験 → 容器ごと (例外: アセチレンの容器は製造ロットごとに1個)

2 超低温容器

外観検査 気密試験 断熱性能試験 → いずれも容器ごと

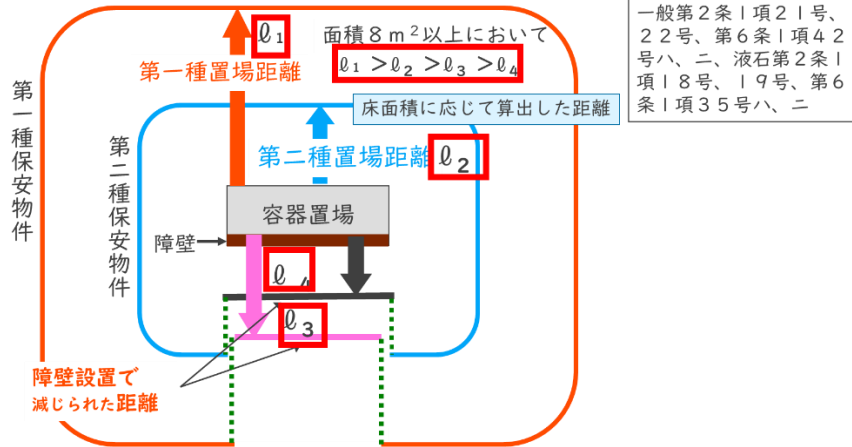
3 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器

外観検査 漏えい試験 (液化天然ガス自動車燃料装置用容器は、漏えい試験に加えて断熱性能試験又は保冷性能試験) → いずれも容器ごと

第一種置場距離・第二種置場距離（容器置場の外面から）

図5

可燃性ガス（液化石油ガスを含む）及び毒性ガス以外の高圧ガスのもので、面積が25㎡未満のものは、障壁の有無に関係なく距離不要

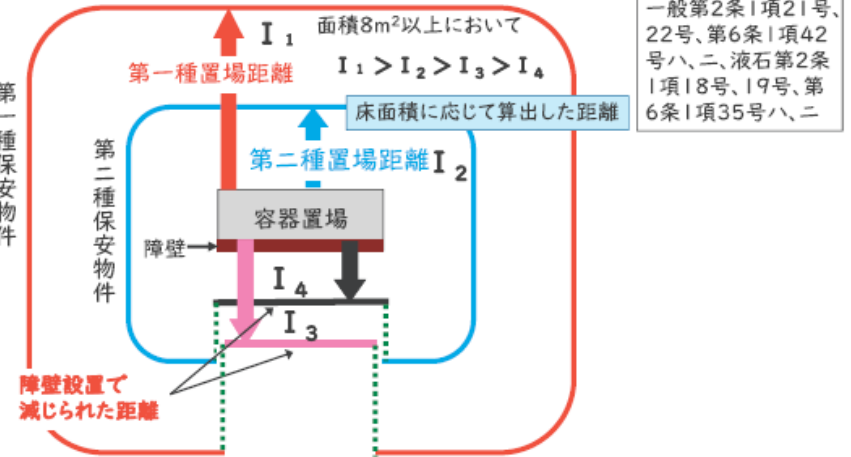


一般第2条1項21号、22号、第6条1項42号ハ、ニ、液石第2条1項18号、19号、第6条1項35号ハ、ニ

第一種置場距離・第二種置場距離（容器置場の外面から）

図5

可燃性ガス（液化石油ガスを含む）及び毒性ガス以外の高圧ガスのもので、面積が25㎡未満のものは、障壁の有無に関係なく距離不要



一般第2条1項21号、22号、第6条1項42号ハ、ニ、液石第2条1項18号、19号、第6条1項35号ハ、ニ

正	誤
<p>85頁、下段</p> <p>消費設備等の保安のための距離</p> <p>図55 一般第55条、60条、(第21条、26条) 液石第53条、58条、(第22条、27条)</p> <p>1. 特定高圧ガスの消費施設の貯蔵設備及び 減圧設備の外側から第一種保安物件に対し第一種設備距離以上、第二種保安物件に対し第二種設備距離以上の距離 [特に定められたCEは事業所境界線まで4m以上の距離] 保有。</p> <p>2. 特定高圧ガスの消費設備の貯蔵設備等の周囲5m以内 [特に定められたCEは4m以内] では、火気使用禁止、引火性物又は発火性物を置くことの禁止。 ただし、漏えいガス流動防止措置又はガス検知連動消火措置を講じた場合は距離不要。</p> <p>3. 特定高圧ガスの消費設備以外の消費設備において、可燃性ガス(液化石油ガスを含む。)、酸素又は三フッ化窒素の貯蔵設備等の周囲5m以内では、喫煙禁止(一般ガスのみ)、 火気使用禁止、引火性物、発火性物を置くことの禁止。 ただし、漏えいガス流動防止措置又はガス検知連動消火措置は距離不要。</p>	<p>85頁、下段</p> <p>消費設備等の保安のための距離</p> <p>図55 一般第55条、60条、(第21条、26条) 液石第53条、58条、(第22条、27条)</p> <p>1. 特定高圧ガスの消費施設の貯蔵設備及び 減圧設備の外側から第一種保安物件に対し第一種設備距離以上、第二種保安物件に対し第二種設備距離以上の距離 [特に定められたCEは事業所境界線まで4m以上の距離] 保有。</p> <p>2. 特定高圧ガスの消費設備の貯蔵設備等の周囲5m以内 [特に定められたCEは4m以内] では、火気使用禁止、引火性物又は発火性物を置くことの禁止。 ただし、漏えいガス流動防止措置又はガス検知連動消火措置を講じた場合は距離不要。</p> <p>3. 特定高圧ガスの消費設備以外の消費設備において、可燃性ガス、液化石油ガス、酸素又は三フッ化窒素の貯蔵設備等の周囲5m以内では、火気使用禁止、引火性物、発火性物を置くことの禁止。 ただし、漏えいガス流動防止措置又はガス検知連動消火措置は距離不要。</p>

特別民間法人高圧ガス保安協会 試験・教育事業部門

e-mail : book@khk.or.jp